

回 (年 度)	問 題
第72回 (令和4年)	<p>問1 内国法人が配当等を受け取った場合の課税上の取扱いに係る次の(1)及び(2)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。</p> <p>(1) 法人税法第23条の受取配当等の益金不算入制度について、次の①～③の間に答えなさい。</p> <p>① 非支配目的株式等の意義とその配当等の額の益金不算入割合を答えなさい。</p> <p>② この制度の適用除外要件について、「短期保有」に係るものと、「自己株式等の取得」に係るものとに分けて、それぞれ答えなさい。</p> <p>③ 関連法人株式等に係る配当等の額の益金不算入額の計算方法について、その計算に当たり考慮すべき事項を含めて答えなさい。</p> <p>(2) 内国法人P社（年1回3月末決算法人）が次の【事実関係】に基づき、金銭の交付を受ける場合の当期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の課税上の取扱いに係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、【事実関係】に記載された内容以外の事項は考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。</p> <p>① 当期において、みなし配当等に係る益金不算入額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。</p> <p>② 当期において、有価証券の譲渡損益の額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。</p> <p>【事実関係】</p> <p>ア 外国法人S社（年1回3月末決算法人）は、外国法人W社（P社との間に資本関係はない。）の全額出資により平成31年4月1日に設立された。その設立以来、S社の発行済株式の全てはW社に保有されていたが、令和3年1月1日にS社の発行済株式総数1,000株のうち800株がP社に800,000,000円で譲渡され、その後の異動はない。</p> <p>イ P社は、令和3年10月1日（支払義務確定日も同日）にS社から資本の払戻しにより現金160,000,000円（支払総額200,000,000円の80%相当額）の交付を受けた。この資本の払戻しの直前におけるS社の資本金等の額は500,000,000円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合（法人税法施行令第23条第1項第4号に規定する割合をいう。ウにおいて同じ。）は0.2である。</p>

回 (年 度)	問 題										
第72回 (令和4年)	<p>ウ P社は、令和4年10月1日（支払義務確定日も同日）にS社から資本の払戻しにより現金160,000,000円（支払総額200,000,000円の80%相当額）の交付を受けた。この資本の払戻しの直前におけるS社の資本金等の額は400,000,000円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合は0.25である。</p> <p>エ S社が行う資本の払戻しによるみなし配当等の額について、S社の課税所得金額の計算上損金の額に算入されていない。</p> <p>オ P社は、有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出について移動平均法を適用している。</p> <p>カ S社の各期末における貸借対照表の利益剰余金の額は次の表のとおりであり、また、上記イ又はウの資本の払戻しの日の属する事業年度の期首から当該資本の払戻しの直前の時までの間に利益剰余金の額は増加していない。</p> <table border="1" data-bbox="304 819 1219 931"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>平成31年4月1日 ～令和2年3月31日</th> <th>令和2年4月1日 ～令和3年3月31日</th> <th>令和3年4月1日 ～令和4年3月31日</th> <th>令和4年4月1日 ～令和5年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益剰余金の額</td> <td>500,000,000円</td> <td>500,000,000円</td> <td>400,000,000円</td> <td>300,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われている。また、法人税法施行令第119条の3第11項の特例計算の適用はない。</p>	事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	利益剰余金の額	500,000,000円	500,000,000円	400,000,000円	300,000,000円
	事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日						
利益剰余金の額	500,000,000円	500,000,000円	400,000,000円	300,000,000円							
<p>問2 飲食業を営む内国法人である甲株式会社（資本金の額は2,000,000,000円。年1回3月末決算法人。以下「甲社」という。）は、この数年は業績が悪化し、令和3年6月30日に解散することとなり、令和4年10月31日にその残余財産が確定した。この場合における次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。</p> <p>(1) 甲社の最近の事業年度では欠損金が生じているため欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度の適用を受けることとした。この場合の還付請求書の提出期限を答えるとともに、次の【資料】に基づき算出される法人税額の還付税額及びその計算過程並びにその還付税額が算出される法的な理由を答えなさい。なお、各事業年度について連続して青色申告書が提出されており、災害により発生した損失は生じていない。</p>											

回 (年 度)	問 題												
第72回 (令和4年)	【資料】												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業年度</th> <th style="text-align: center;">平成31年4月1日 ～令和2年3月31日</th> <th style="text-align: center;">令和2年4月1日 ～令和3年3月31日</th> <th style="text-align: center;">令和3年4月1日 ～令和3年6月30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所得金額又は欠損金額</td> <td style="text-align: center;">10,000,000円</td> <td style="text-align: center;">△5,000,000円</td> <td style="text-align: center;">△8,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税額</td> <td style="text-align: center;">2,320,000円</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和3年6月30日	所得金額又は欠損金額	10,000,000円	△5,000,000円	△8,000,000円	法人税額	2,320,000円	—	—
	事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和3年6月30日									
	所得金額又は欠損金額	10,000,000円	△5,000,000円	△8,000,000円									
	法人税額	2,320,000円	—	—									
<p>(2) 甲社の清算中の事業年度に係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、甲社は定時総会の開催時期に係る定款の定めに基づく確定申告書の提出期限の1月間の延長の承認を受けており、災害その他やむを得ない理由による確定申告書の提出期限の延長については考慮する必要はない。また、与えられた条件以外で事業年度は途切れない。</p>													
<p>① 甲社の清算中の事業年度（清算第1期、清算第2期）の期間を答えなさい。</p> <p>② 上記①の期間において甲社が、中間申告書又は確定申告書を提出しなければならない場合にはそれぞれの提出期限を答え、これらの申告書を提出しなくてもよい場合にはその旨及びその理由を答えなさい。なお、甲社は清算による残余財産の分配を行っていない。</p>													
<p>(3) 甲社は、清算による残余財産の分配はなく、未処理欠損金額が残ることとなった。甲社は内国法人である乙株式会社（年1回3月末決算法人。以下「乙社」という。）の全額出資により平成31年4月1日に設立され、その後、全株式は乙社に保有されている。この場合の甲社の残余財産の確定の日の属する事業年度において、乙社における甲社の未処理欠損金額及び甲社株式の譲渡損益の額に関する課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して答えなさい。</p>													